

# 「やまなし知的財産戦略」の概要

## 序章 戦略策定の背景

経済のグローバル化、国際競争の激化  
国際競争力向上のため知財活用が不可欠



知的財産立国に向けた国の動き

知的財産戦略大綱(H14.7 策定)

知的財産基本法(H15.3 施行)

推進計画(H15.7) 計画2004(H16.5) 計画2005(H17.6)

地方公共団体の責務: 知的財産の創造、保護及び活用に関し、地域の特性を活かした自主的な取り組みを実施する責務

## 第1章 本県における現状と課題

### 1 主要産業の動向

製造業、地場産業、サービス業、農業、林業の状況

### 2 知的財産の現状とアンケート調査結果

特許出願 916 件(全国 27 位) 特許登録 288 件(全国 24 位)

県内弁理士 5名

アンケート調査(県内製造業 500 社対象 回答 130 社)

### 3 産業界の現状と課題

製造業の現状と課題

地場産業の現状と課題

農業の現状と課題

地域ブランドの活用

### 4 大学の現状と課題

大学の第三の使命「社会貢献」

山梨大学及び他大学の現状

知的財産ポリシーの策定、一元的管理体制の整備

技術移転機関の活用、新産業創出への支援が必要

大学の技術シーズと企業化ニーズのミスマッチ

橋渡し機能のより一層の強化が必要

### 5 行政の現状と課題

11の県立試験研究機関

県有特許 16件、品種登録 13件、外 2件

山梨県知的所有権センター

産業振興計画で知識型産業社会への転換を提示

知的創造サイクルの確立による競争力の強化

## 第2章 戦略の基本目標

### 「知的創造サイクルの確立による産業振興」

本県産業の競争力を強化し、地域経済の活性化を図るためには、知的創造サイクルの確立が急務となっている。このサイクルをより早く、より大きく循環させ、大きな利益を生み出し、本県産業の力強い牽引車とし、活力ある産業県やまなしの実現を目指す。

知的創造サイクルを確立するために、企業、大学、行政の適切な役割分担のもと、地域全体で知的財産の創造、保護、活用を活発化させ、産業振興を図っていく。

#### 1 知的創造サイクルの分野別戦略

(1) 創造戦略 大学、県立試験研究機関の持つ研究資源を有効活用するため、産学官が連携した共同研究への取り組みを強化する。

(2) 保護戦略 知的財産を適切に保護するため、企業、大学、行政それぞれが、知的財産管理体制の整備を進める。

(3) 活用戦略 企業は、知的財産を活用した事業化を進める。大学や行政は、自ら創造した知的財産の企業への技術移転を推進する。

(4) 人材の育成戦略 県民全体の知的財産に対する理解を深めるとともに、知的財産を創造・保護・活用する担い手の育成を進める。

#### 2 知的創造サイクル確立のために

知的創造サイクルの確立に向けて、次の3つの点を基本として施策を展開していく。

知的財産を育む基盤づくり

知的財産経営に取り組み中小企業の支援

産学官連携による地域システムの構築

## 第3章 基本目標実現に向けた主体別の役割・取り組み

### 1 知的財産の創造

#### (1) 企業

経営者の意識改革による知的財産経営推進

特許情報の積極的活用

職務発明規程の整備

#### (2) 大学

知的財産の創造を重視した研究開発の推進

橋渡し機能の充実等

#### (3) 行政

情報提供・相談機能の充実強化

中小企業の技術開発への支援

山梨ブランドの確立等

#### (4) 産学官連携

共同研究の推進等

### 2 知的財産の保護

#### (1) 企業

知的財産の適切な保護による競争力の強化

知的財産管理体制の整備

公的支援制度の積極的活用

裁判外の紛争解決手段の活用

#### (2) 大学

知的財産の一元的管理機能の強化

#### (3) 行政

中小企業が保有する知的財産の権利化への支援

試験研究機関の研究成果の権利化推進

県有知的財産管理体制の整備

### 3 知的財産の活用

#### (1) 企業

開放特許を活用した新規事業の展開

未利用特許の積極的な開放や移転の推進

共同研究成果の事業化の推進

#### (2) 大学

企業への技術移転の推進

取得特許等の事業化(大学発ベンチャー)推進

#### (3) 行政

知的財産を活用した事業化を目指す中小企業への支援

県有知的財産の活用の推進

#### (4) 産学官連携

未利用特許の流通・事業化の推進等

### 4 人材の育成

#### (1) 企業

知的財産意識の醸成等

#### (2) 大学

知的財産教育の推進等

#### (3) 行政

知的財産に関する普及啓発の推進

#### (4) 産学官連携

人材の相互交流等